

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|---|
| 担当課 | 障害福祉課 |
| 委託業務名 | 大津市計画相談支援推進事業業務 |
| 委託業務場所 | 医療法人藤樹会 精神障害者地域生活支援センターオアシスの郷 他2事業所 |
| 概要 | 大津市計画相談支援推進事業実施要領第1条に基づく「計画相談支援補助員」の相談支援事業所への配置と計画相談支援の推進。サービス等利用計画案作成に係る相談支援専門員を補助する「補助員」を設置し、計画作成業務の円滑化、迅速化を図る。 |
| 契約期間 | 令和7年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで |
| 契約年月日 | 令和7年 4月 1日 |
| 契約金額 | 計画相談支援補助員 7,128,000円 3事業者 × 2,376,000円 |
| 契約の相手方 | 計画相談支援補助員 ① [所在地] 大津市桜野町一丁目10番5号 [名称] 医療法人藤樹会 ② [所在地] 野洲市北桜978番2 [名称] 社会福祉法人びわこ学園 ③ [所在地] 大津市石山千町270番地の3 [名称] 社会福祉法人しが夢翔会 |
| 契約相手方の選定理由 | 当事業は、市単独事業であって、大津市計画相談支援推進事業実施要領第1条に規定する「計画相談支援補助員」を障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に基づく指定特定相談支援事業者配置し、障害福祉サービスへの計画相談支援を推進する事業である。 上記法人は、指定特定相談支援事業者であって、計画相談支援業務に関して精通し、計画相談支援のための人員を専任で配置することができるが、その事業者が他にはないことから、当該事業の随意契約の相手方として選定する |

(様式第 2 号)

| | |
|---------|---|
| 根 拠 規 程 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |
|---------|---|

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。

(様式第2号)

大津市計画相談支援推進事業実施要領（一部抜粋）

（目的）

第1条 この要領は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第22条に基づく障害福祉サービスの支給要否決定に係る法第51条の17第1項第1号に基づく指定特定相談支援事業者の指定を受けている事業者（以下「指定事業者」という。）によるサービス等利用計画作成について、「計画相談支援補助員」（以下「補助員」という。）を指定事業者に配置することに関し必要な事項を定めることにより、もって、障害福祉サービスへの計画相談支援を推進し、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができることを目的とする。